

うるま市通り会元気応援事業補助金 交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、うるま市通り会元気応援事業の実施に関し、うるま市通り会元気応援事業補助金交付要綱（令和5年うるま市告示第88号）（以下、「交付要綱」という。）及びうるま市補助金等交付規則（平成17年うるま市規則第47号）に基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市内の通り会が行う組織力の強化、地域における賑わい及び活力の創出に資する取り組みの経費の一部に対し、予算の範囲内においてうるま市通り会元気応援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することで、地域経済活動の活性化を目指すことを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付要綱第3条に掲げる事業であり、当該各号に掲げる要件を満たし、事業の目的及び効果を明確にしなければならない。

- (1) 組織力の強化につながる事業である
- (2) 持続的な消費及び地域の賑わい創出につながる事業である
- (3) 将来的な自走に向けた事業である
- (4) 効果的な次世代の担い手づくりに資する事業である

(事業目標)

第4条 交付決定を受けた事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、補助対象事業の終了時における新規会員数が5者以上増加することを目標とし、目標を達成できるように努めるものとする。

(交付申請関係)

第5条 交付要綱第7条に規定する交付申請の関係書類に関して、別紙で定める様式に基づき作成を行うものとする。

- (1) 補助事業計画書 (別紙1)
- (2) 補助事業予算書 (別紙2)

(実績報告関係)

第6条 交付要綱第11条に規定する実績報告の関係書類に関して、別紙で定める様式に基づき作成を行うものとする。

- (1) 補助事業報告書 (別紙3)
- (2) 補助事業決算書 (別紙4)
- (3) 補助事業決算書 (補助簿) (別紙5)

(財産の管理等)

第7条 交付決定事業者は、交付要綱第14条に規定する補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」）について、取得財産等管理台帳（別紙6）を備え管理するとともに、交付要綱第11条に規定する実績報告書にこれを添付しなければならない。

- 2 本事業における取得財産等には、事業名等を表示するものとする。

(市内調達)

第8条 補助対象事業において要する消耗品、備品または委託等の支出について、可能な限り市内に本店または支店を有する事業所から優先的に調達または発注するよう努めることとする。

(管理運営)

第9条 交付決定事業者は、第7条に規定する補助事業計画書（別紙1）に従い適正に事業を実施し管理運営するものとする。

- 2 市長は事業の適正な推進が図られるよう、交付決定事業者に対し適正な管理運営を

指導するとともに、必要に応じて、事業の内容、事業効果等の把握に努め、交付決定事業者は適切に応じなければならない。

附則

この告示は、令和7年7月24日から施行する。